

困難な問題を抱える女性への支援の推進に資する取組に関する調査研究事業 に係る事業計画書等評価基準

本書は、「困難な問題を抱える女性への支援の推進に資する取組に関する調査研究事業」の事業者の決定に関する評価手順を取りまとめた評価基準書である。

1. 採点の手続き

提出された事業計画書等について、困難な問題を抱える女性への支援の推進に資する取組に関する調査研究事業採点票の各評価項目の要件を満たし、かつ、具体的な提案内容となっているか、特に有益と考えられる、実現が期待できる等の観点に沿って、以下の基準により採点を行う。

ただし、「ワークライフバランス等の推進に関する指標」及び「従業員への賃上げを表明した企業等に関する指標」の採点については、困難な問題を抱える女性への支援の推進に資する取組に関する調査研究事業採点表に定めるところにより行う。

[基準]

- ① A：非常に有効な提案がなされている・・・・・・・・・・・・・・10点
- ② B：有効な提案がなされている・・・・・・・・・・・・・・7点
- ③ C：提案がなされている・・・・・・・・・・・・・・5点
(標準と考えられる提案内容)
- ④ D：劣る提案がなされている・・・・・・・・・・・・・・3点
- ⑤ E：特に劣る提案がされている、提案がなされていない・・・・・・・・0点

2. 事業者の決定方法

複数の評価者により採点された各評価者の採点結果(点数)を合計し、最も高い得点を得た事業計画書等を提案した提案者を事業者として決定する。

困難な問題を抱える女性への支援の推進に資する取組に関する調査研究事業採点表

評価委員名: _____

大項目	中項目	評価項目	点数
1 事業内容・実施方法			
	1.1	・女性相談支援センター一時保護所における第三者評価基準(案)の作成について、盛り込むべき項目など具体的な内容が提案されているか。また、その内容は妥当なものか。	0・3・5・7・10
	1.2	・女性相談支援センター一時保護所における利用者調査について、実施方法や様式例など具体的な内容が提案されているか。またその内容は妥当なものか。	0・3・5・7・10
	1.3	・女性相談支援センター一時保護所における権利擁護の仕組みの検討について、具体的な内容が提案されているか。またその内容は妥当なものか。	0・3・5・7・10
	1.4	・女性相談支援センター一時保護所におけるヒアリング調査等やプリテストについて、具体的な調査項目案や対象が提案されているか。その内容は妥当なものか。	0・3・5・7・10
	1.5	・女性相談支援センターにおける権利を擁護する仕組み及び支援の質を評価する仕組みの構築について、具体的な内容が提案されているか。またその内容は妥当なものか。	0・3・5・7・10
	1.6	・助言等を受ける有識者について、具体的に提案がされているか。また選定した理由は妥当なものか。	0・3・5・7・10
	1.7 創意工夫	・事業成果を高めるための創意工夫が見られるか。	0・3・5・7・10
	1.8 効果検証	・事業の効果検証を行う体制は確保されているか。	0・3・5・7・10
2 スケジュール			
	2.1 スケジュール	・事業スケジュールが事業目的・内容と整合し、効率的・効果的かつ現実可能なものとなっているか。	0・3・5・7・10
	2.2 不測時の対応	・不測の事態が生じた場合においても、遅滞することなく事業を履行するされるものとなっているか。	0・3・5・7・10
3 組織体制等			
	3.1 組織体制	・業務遂行のための必要な経営基盤及び組織体制(人員等)が整っているか。(事業の一部を委託する場合は、委託先を含む)	0・3・5・7・10
	3.2 実績	・第三者評価(案)の策定や権利擁護の仕組みの検討などに関する過去の実績を十分に有しているか。(事業の一部を委託する場合は、委託先を含む)	0・3・5・7・10
	3.3 識見	・困難な問題を抱える女性への支援など、福祉分野に関する識見を十分に有しているか。(事業の一部を委託する場合は、委託先を含む)	0・3・5・7・10

	3.4 費用対効果	・事業内容に対し、所要見込額は妥当なものか。	0・3・5・7・10
4	ワークライフバランス等の推進に関する指標 ※複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。		
	4.1 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)	15点:プラチナえるぼし 10点:3段階目(認定基準5つ全てが○となっている) 7点:2段階目(認定基準5つのうち3~4つが○となっている) 5点:1段階目(認定基準5つのうち1~2つが○となっている) 3点:行動計画を策定している 0点:認定を受けていない	0・3・5・7・10・15
	4.2 次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業)	15点:プラチナくるみんの認定を受けている 10点:くるみん(R4.4.1以降の基準)の認定を受けている 10点:くるみん(R29.4.1 ~ R4.3.31の基準)の認定を受けている 10点:トライくるみん 5点:くるみん(H29.3までの基準) 0点:認定を受けていない	0・5・10・15
	4.3 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	15点:ユースエールの認定を受けている 0点:認定を受けていない	0・15
5	従業員への賃上げを表明した企業等に関する指標		
	5.1 賃上げを表明した企業等に対する加点(大企業)	・事業年度(もしくは暦年)において、対前年度比(もしくは対前年比)で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること	0・15
	5.2 賃上げを表明した企業等に対する加点(中小企業等)	・事業年度(もしくは暦年)において、対前年度比(もしくは対前年比)で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること	
合 計(200点)			

困難な問題を抱える女性への支援の推進に資する取組に関する調査研究事業採点表

評価委員名: _____

大項目	中項目	評価項目	点数
1 事業内容・実施方法			
	1.1	・女性自立支援施設における第三者評価基準(案)の作成について、盛り込むべき項目など具体的な内容が提案がされているか。また、その内容は妥当なものか。	0・3・5・7・10
	1.2	・女性自立支援施設における利用者調査について、実施方法や様式例など具体的な内容が提案されているか。またその内容は妥当なものか。	0・3・5・7・10
	1.3	・女性自立支援施設における権利擁護の仕組みの検討について、具体的な内容が提案されているか。またその内容は妥当なものか。	0・3・5・7・10
	1.4	・女性自立支援施設におけるアンケート調査またはヒアリング調査、またプリテストについて、具体的な調査項目案や対象が提案されているか。その内容は妥当なものか。	0・3・5・7・10
	1.5	・女性相談支援センター一時保護所における権利を擁護する仕組み及び支援の質を評価する仕組みの構築について、具体的な内容が提案されているか。またその内容は妥当なものか。	0・3・5・7・10
	1.6	・助言等を受ける有識者について、具体的に提案がされているか。また選定した理由は妥当なものか。	0・3・5・7・10
	1.7 創意工夫	・事業成果を高めるための創意工夫が見られるか。	0・3・5・7・10
	1.8 効果検証	・事業の効果検証を行う体制は確保されているか。	0・3・5・7・10
2 スケジュール			
	2.1 スケジュール	・事業スケジュールが事業目的・内容と整合し、効率的・効果的かつ現実可能なものとなっているか。	0・3・5・7・10
	2.2 不測時の対応	・不測の事態が生じた場合においても、遅滞することなく事業を履行するされるものとなっているか。	0・3・5・7・10
3 組織体制等			
	3.1 組織体制	・業務遂行のための必要な経営基盤及び組織体制(人員等)が整っているか。(事業の一部を委託する場合は、委託先を含む)	0・3・5・7・10
	3.2 実績	・第三者評価(案)の策定や権利擁護の仕組みの検討などに関する過去の実績を十分に有しているか。(事業の一部を委託する場合は、委託先を含む)	0・3・5・7・10
	3.3 識見	・困難な問題を抱える女性への支援など、福祉分野に関する識見を十分に有しているか。(事業の一部を委託する場合は、委託先を含む)	0・3・5・7・10

	3.4 費用対効果	・事業内容に対し、所要見込額は妥当なものか。	0・3・5・7・10
4	ワークライフバランス等の推進に関する指標 ※複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。		
	4.1 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)	15点: プラチナえるぼし 10点: 3段階目(認定基準5つ全てが○となっている) 7点: 2段階目(認定基準5つのうち3～4つが○となっている) 5点: 1段階目(認定基準5つのうち1～2つが○となっている) 3点: 行動計画を策定している 0点: 認定を受けていない	0・3・5・7・10・15
	4.2 次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業)	15点: プラチナくるみんの認定を受けている 10点: くるみん(R4.4.1以降の基準)の認定を受けている 10点: くるみん(R29.4.1～R4.3.31の基準)の認定を受けている 10点: トライくるみん 5点: くるみん(H29.3までの基準) 0点: 認定を受けていない	0・5・10・15
	4.3 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	15点: ユースエールの認定を受けている 0点: 認定を受けていない	0・15
5	従業員への賃上げを表明した企業等に関する指標		
	5.1 賃上げを表明した企業等に対する加点(大企業)	・事業年度(もしくは暦年)において、対前年度比(もしくは対前年比)で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること	0・15
	5.2 賃上げを表明した企業等に対する加点(中小企業等)	・事業年度(もしくは暦年)において、対前年度比(もしくは対前年比)で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること	
合 計(200点)			